

事 務 連 絡

平成 23 年 6 月 16 日

事 業 主 殿

神奈川県医療従事者健康保険組合

健康保険の定時決定の取扱いの一部改正について

平素より健康保険組合の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省より定時決定の取扱いについて一部改正の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、この取扱いを事務担当の方にご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

業務の性質上、季節的に報酬が著しく変動することにより、通常の方法での定時決定を行うことで標準報酬月額に大幅な差があると認められる場合に、新たな保険者算定の方法が追加となった。

2. 改正の概要

当年の4月、5月、6月に受けた3か月の平均での標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月に受けた1年の平均での標準報酬月額とのあいだで2等級以上の差がある場合に、この差が業務の性質上毎年発生することが見込まれるときに保険者算定の対象とすること。

3. 手続きについて

今回新たに追加された保険者算定の手続きを行うときは、その要件に該当する理由等を記載した申立書と同意書を提出すること。

※ 具体的な手続きの方法については別紙の「健康保険の定時決定の取扱いの一部改正について Q&A」をご参照ください。

お問い合わせ 事務局 適用担当

TEL 045-641-3400

健康保険の定時決定の取扱いの一部改正についてQ & A

神奈川県医療従事者健康保険組合

Q 1 当年の4月、5月、6月に受けた3か月の報酬の平均と、前年7月～当年6月に受けた1年の報酬の平均での標準報酬月額が2等級以上の差が生じた場合、申立書と同意書は必ず提出するのか。

A 必ず提出の必要はありません。

その年だけの繁忙による変動は対象外なのはもちろんながら、申立書と同意書の提出がない場合は通常どおりの定時決定を行います。

Q 2 この申立を行う場合に、算定基礎届はどのように記入すればよいのか。

A 算定基礎届については、通常どおり4月、5月、6月に受けた3か月の報酬の実績を記入していただき備考欄に「年間平均」と朱書きして、申立書と同意書を添えてください。

Q 3 この申立を行う場合の「申立書と同意書」はどのようなものか。

A 別添の様式1（申立書）と及び様式2（同意書）を参考にいただき、記入のうえ算定基礎届に添えて提出してください。

なお、この申立は同様の申立書と同意書を必ず年金事務所にも提出してください。

Q 4 「業務の性質上毎年発生することが見込まれるとき」とはどんなときか。

A 業種や職種の特性上、毎年4月～6月が繁忙期でその期間中の残業手当等が他の期間に比べ多く支給されることで、季節的に著しい報酬の変動が毎年生じることをいいます。ただし、それが単年度で、その年だけにおいて業務の繁忙となった場合は対象外です。

Q5 「業種や職種の特性上、毎年4月～6月が繁忙となる」のはどんな業種や職種か。

A 業種の例えとしては、

- ・ 農産物加工業で、4月～6月に収穫期を迎える業種。
- ・ 製造業で、夏に売上が上昇する商品を4月～6月に製造する業種。
- ・ 水産物加工業で、4月～6月に漁期を迎える魚種を扱う業種。
- ・ 引越業、不動産業、学生服販売等の4月の転勤、入社、入学時期等に業務が増える業種。

職種の例えとしては、

- ・ 総務・人事担当で、毎年4月に人事異動があり繁忙となる部署の従業員。
- ・ 総務・経理担当で、4月～6月が決算期に重なり繁忙となる部署の従業員。

などが考えられます。

Q6 「その年だけの繁忙と、毎年繁忙となる場合」との区別はどのようにするのか。

A 毎年繁忙となる場合の判断は、別添の様式1（申立書）及び様式2（同意書）の内容から、その方の職種や申立て理由及び報酬の支払実績を確認のうえ判断し区別することになります。

ただし、その内容で区別がつきにくいときは、さらに過去の複数年分の報酬支払実績などを確認して区別することになります。

Q7 前年7月～当年6月に受けた1年の報酬の平均はどのように算出するのか。

A 基本的には、支払基礎日数が17日以上ある月を対象として報酬月額を算出します（パートタイマーの場合は、**当年の4～6月の3か月のすべてが17日未満の場合に限り15日以上**の月を対象として算出します。）。

Q 8 前年7月～当年6月の間に固定的賃金の変動があったときはどうするのか。

A その場合であっても、支払基礎日数が17日以上ある月を対象として報酬月額を平均を算出します。

Q 9 当年4月に定期昇給があり、7月に随時改定に該当した被保険者についても、この保険者算定の対象となるのか

A 4月の昇給だけでなく5月、6月の定期昇給等により当年7月～9月の随時改定に該当した場合は、この随時改定が定時決定に優先するためこの保険者算定の対象となりません。

(記載例)

(様式1)

神奈川県医療従事者健康保険組合 御中

年間報酬の平均で算定することの申立書

当事業所は〇〇〇〇〇業を行っており、毎年4月から6月までの間は、〇〇〇〇〇の理由により繁忙期となることから、健康保険及び厚生年金保険被保険者の報酬月額算定基礎届を提出するにあたり、健康保険法第41条及び厚生年金保険法第21条の規定による定時決定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬月額等級について2等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」(年間)にて決定していただくよう申立てます。

なお、当事業所における毎年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等の資料を添付します。

平成 年 月 日

事業所所在地 〇〇〇市〇〇〇区〇〇1-2-3

事業所名称 〇〇法人 〇〇会

事業主氏名 〇〇 〇〇 ⑩

連絡先 〇〇課 〇〇 〇〇 (045) 123-4567

※ 理由については、本人の職種や状況等を具体的に記載してください。

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況
標準報酬月額の比較及び被保険者の同意書

【申請にあたっての注意事項は裏面にありますのでお読みください】

事業所記号		事業所名	
-------	--	------	--

被保険者番号	被保険者氏名	生年月日	性別

【前年7月～当年6月の報酬額等の欄】

算定基礎月の報酬支払基礎日数	通貨によるものの額	現物によるものの額	合計
平成 年 7 月 日	円	円	円
平成 年 8 月 日	円	円	円
平成 年 9 月 日	円	円	円
平成 年 10 月 日	円	円	円
平成 年 11 月 日	円	円	円
平成 年 12 月 日	円	円	円
平成 年 1 月 日	円	円	円
平成 年 2 月 日	円	円	円
平成 年 3 月 日	円	円	円
平成 年 4 月 日	円	円	円
平成 年 5 月 日	円	円	円
平成 年 6 月 日	円	円	円

【標準報酬月額の比較欄】

従前の標準報酬月額	健康保険
	千円

前年7月～当年6月の 合計額	前年7月～本年6月の 平均額	健康保険	
		等級	標準報酬月額
円	円		千円

当年4月～6月の 合計額	当年4月～6月の 平均額	健康保険	
		等級	標準報酬月額
円	円		千円

2等級差以上の有無	修正平均額	健康保険	
		等級	標準報酬月額
有・無	円		千円

【被保険者の同意欄】

私は本年の定時決定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので事業所が申立てすることに同意します。

被保険者氏名

印